［１～４　略］

５　営業所又は事務所の状況

名称	所在地	使用人	所属信用協同組合名	信用協同組合代理業の業務の内容
計　店				

（記載上の注意）

［略］

６　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

［１～４　同左］

５　営業所又は事務所の状況

名称	所在地	使用人	所属信用協同組合名	信用協同組合代理業の業務の内容

（記載上の注意）

［同左］

６　［同左］

附　則

（施行期日）

第一条　この府令は、公布の日から施行する。

（銀行法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条　第一条の規定による改正後の銀行法施行規則（次項において「新銀行法施行規則」という。）別紙様式第一号から別紙様式第二号の二まで、別紙様式第五号、別紙様式第六号、別紙様式第六号の二、別紙様式第七号、別紙様式第七号の二、別紙様式第八号、別紙様式第十一号及び別紙様式第十三号は、令和八年四月一日以後に開始する中間事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する中間事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

２　新銀行法施行規則別紙様式第十八号及び別紙様式第十九号は、この府令の施行の日（以下「施行日」という。）以後に終了する事業年度に係る銀行代理業に関する報告書について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る銀行代理業に関する報告書については、なお従前の例による。

（信用金庫法施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第三条　第二条の規定による改正後の信用金庫法施行規則（以下この条において「新信用金庫法施行規則」という。）別紙様式第十三号は、令和九年四月一日以後に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始する事業年度に係る書類については、なお従前の例による。ただし、施行日以後に開始する事業年度に係る書類については、新信用金庫法施行規則の規定を適用することができる。

２　新信用金庫法施行規則別紙様式第十八号及び別紙様式第十九号は、施行日以後に終了する事業年度に係る信用金庫代理業に関する報告書について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る信用金庫代理業に関する報告書については、なお従前の例による。

（協同組合による金融事業に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第四条　第三条の規定による改正後の協同組合による金融事業に関する法律施行規則別紙様式第十三号及び別紙様式第十四号は、施行日以後に終了する事業年度に係る信用協同組合代理業に関する報告書について適用し、施行日前に終了した事業年度に係る信用協同組合代理業に関する報告書については、なお従前の例による。